

水道技術管理 者	課長	施設係長	庶務係長	担当者

地図システム	JPEG保存	料金システム

水栓番号

↑水道課記入欄

給水装置工事申込書(給水装置工事台帳)兼供給規程同意書

中種子町長 殿

中種子町水道事業給水条例に同意しますので、中種子町水道事業給水条例第5条の規定に基づき、給水装置工事を申し込みます。

1. 設置場所 中種子町 番地 (区域)

2. 工事種別 新設 改造 修繕 撤去 臨時(設置・撤去)

3. 指定給水装置工事事業者名 (印)

4. 給水装置工事主任技術者名 (印)

5. 申込者 丁目 住所
氏名 (印) TEL ()

	口径 (mm)	メーター番号	有効年限	更新年月日
新設			令和 年 月	令和 年 月
			令和 年 月	令和 年 月

水道メーター保管証書	
左記のメーターを保管いたします。	
令和 年 月 日	
氏名	(印)

中種子町水道事業給水条例第36条に基づき、下記の手数料を納入します ※金額は裏面参照してください。	
設計審査	円
材料検査	円
竣工検査	円
計	円
納付年月日 令和 年 月 日	

中種子町水道事業給水条例第35条に基づき、下記の出金を納入します ※金額は裏面参照してください。	
給水装置分担金	
分担金	円
消費税	円
計	円
納付年月日 令和 年 月 日	

委任状	
私的所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を町に委任いたします。	
委任者	(印)

道路占用の有無	
<input type="checkbox"/>	なし
<input type="checkbox"/>	あり ※道路占用許可証を別途添付すること

給水管所有者分岐同意書	
私的所有の給水装置から分岐することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。	
令和 年 月 日	
承諾者	住所
	氏名 (印)

土地家屋使用承諾書	
本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。	
令和 年 月 日	
承諾者	住所
	氏名 (印)

委任状	
中種子町長 殿 上記給水装置工事の申し込み及び施工並びに町に納付すべき納入金に関する一切のこと。	
令和 年 月 日	受任者 (印)
(指定給水装置工事事業者)	委任者 (印)

※臨時のみを設置する場合は、中種子町水道事業給水条例第36条に基づき、各種手数料を納入し、臨時(設置・撤去)の欄に○を記入すること。また、臨時設置の場合は完成届を提出し、撤去するときには撤去の申込書を提出すること。

給水装置分担金

(給水装置分担金)

第35条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た金額を

給水装置分担金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額

メーターの口径	給水装置分担金
13ミリメートル	1 給水装置につき 15,000円
20ミリメートル	1 給水装置につき 20,000円
25ミリメートル	1 給水装置につき 25,000円
40ミリメートル	1 給水装置につき 50,000円
50ミリメートル	1 給水装置につき 160,000円
75ミリメートル	1 給水装置につき 180,000円

※消費税及び地方消費税率は、令和2年4月1日現在。
税率改正があった場合は、税率改正後の税率を適用する。
※給水装置分担金の改定があった場合は、改定後の分担金とする。

(2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメーターの口径に対応する同号に規定する額を控除した額

2 給水装置分担金は、給水装置工事の申込みの際、又は前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。

3 既納の給水装置分担金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合、その他町長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 前項に規定する期間は、90日以内にこれを撤去する場合で、料金は臨時用を適用し精算する。

検査手数料

(手数料)

第36条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。また、納入後は特別の理由のない限り還付しない。

- 指定給水装置工事事業者として指定するとき 1件につき 30,000円
- 指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき 1件につき 5,000円
- 町長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき純工事費の5%以内
- 給水装置工事設計の審査をするとき 1件につき 1,000円
- 給水装置工事材料の検査をするとき 1回につき 1,000円
- 給水装置工事の検査をするとき 1回につき 1,000円
- 消防演習の立会いをするとき 1回につき 1,000円
- 各種証明手数料 1件につき 200円

その他 中種子町水道事業給水条例抜粋

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号、以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代る書類の提出を求めることができる。

用途	基本料金		水量		料金	
	1月につき	使用水量	単	価	単	価
一般用 営業用 官公署 学校	800円	5m以下	1mにつき	110円		
		6mから15mまで	1mにつき	140円		
		16mから25mまで	1mにつき	160円		
		26mから40mまで	1mにつき	175円		
		41mから100mまで	1mにつき	190円		
		101m以上	1mにつき	220円		

用途	基本料金		水量		料金	
	1月につき	使用水量	単	価	単	価
小工業	800円		1mにつき	190円		
大工業	800円		1mにつき	200円		

※消費税及び地方消費税率は、令和4年4月1日現在。
税率改正があった場合は、税率改正後の税率を適用する。
※料金改定があった場合は、改定後の料金とする。

(給水装置分担金)

第35条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た金額を給水装置分担金として納入しなければならない。

(1) 新設工事 メーターの口径に応じ次に掲げる額

メーターの口径	給水装置分担金
13ミリメートル	1 給水装置につき 15,000円
20ミリメートル	1 給水装置につき 20,000円
25ミリメートル	1 給水装置につき 25,000円
40ミリメートルまで	1 給水装置につき 50,000円
50ミリメートルまで	1 給水装置につき 160,000円
75ミリメートル以上	1 給水装置につき 180,000円

※消費税及び地方消費税率は、令和2年4月1日現在。
税率改正があった場合は、税率改正後の税率を適用する。
※給水装置分担金の改定があった場合は、改定後の分担金とする。

(2) 改造工事 改造後のメーターの口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメーターの口径に対応する同号に規定する額を控除した額

2 給水装置分担金は、給水装置工事の申込みの際、又は前項の規定により新たに給水を受ける際、納入しなければならない。

3 既納の給水装置分担金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合、その他町長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 前項に規定する期間は、90日以内にこれを撤去する場合で、料金は臨時用を適用し精算する。

(手数料)

第36条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。また、納入後は特別の理由のない限り還付しない。

- 指定給水装置工事事業者として指定するとき 1件につき 30,000円
- 指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき 1件につき 5,000円
- 町長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき純工事費の5%以内
- 給水装置工事設計の審査をするとき 1件につき 1,000円
- 給水装置工事材料の検査をするとき 1回につき 1,000円
- 給水装置工事の検査をするとき 1回につき 1,000円
- 消防演習の立会いをするとき 1回につき 1,000円
- 各種証明手数料 1件につき 200円

(給水の停止)

第40条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 水道の利用者等が、第12条、第14条第2項、第20条第3項の工事費、第24条第2項の修繕費、第27条の料金、第35条の給水装置分担金、第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- 水道の利用者が、正当な理由がなく、第28条の使用量の計量又は第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(過料)

第44条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- 正当な理由がなく、第14条の給水装置の変更の工事施行、第20条のメーターの設置、第28条の使用量の計量、第38条の検査及び第39条、第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- 第24条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第45条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第27条の料金、第36条の手数料又は第35条の給水装置分担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。